

認知症との共生社会の実現を求める意見書

本年6月、国会において、認知症の高齢者数が令和7年には約700万人になるとの想定等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進することを目的とした認知症基本法（以下「基本法」という。）が成立した。

政府は、基本法の施行に先立ち、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開催し、認知症の本人やその家族、有識者を交えて政策に反映するための議論を行っているが、共生社会の実現に向けては、国と地方自治体が一体となり施策を進めていくことが必要である。

よって、国におかれては、次の事項について財政措置を含めた特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体による共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な認知症施策推進計画の策定が可能となる専門人材の派遣等の支援を国が行うとともに、自治体が主体的かつ自由度・実効性の高い施策を展開するため必要な予算措置の在り方を検討すること。
- 2 基本法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等の取組を部門間の縦割りをなくして推進するとともに、自治体が施策を展開するにあたって、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
- 3 65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯、身寄りのない人が急増する中で、介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業を拡充し、住まいに課題を抱える人に対する総合的な相談体制を整備するなど、各人の意思を最大限尊重し、柔軟に寄り添い支える社会の構築に向けた取組を推進すること。
- 4 若年性認知症やその他の認知症の人の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働く意欲のある認知症の人の相談体制を充実し、本人の状態や意欲に応じて、社会の一員として安心して生活できるよう、事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 5 高齢者を対象に早期受診を支援することを目的とした認知機能検診の推進を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

共生社会担当大臣

健康・医療戦略担当大臣